

新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定について（緊急避難措置）

- 現下の感染拡大への対応については、重症化リスクのある高齢者を守ることに重点を置いて、効果が高いと見込まれる感染対策に、国・地方が連携して機動的・重点的に取り組むこととしている。
- 現在の感染状況によって、感染症法に基づく医師の届出（発生届）に係る事務負担が増加し、適切な医療の提供等が難しくなっているとの声があることから、**発熱外来や保健所業務が極めて切迫した地域において、緊急避難措置として、発生届を重症化リスクのある方に限定**することを可能とする。
 （ただし、感染動向を追えなくならないよう、陽性者数の総数の把握は簡便な形で継続する）
- 具体的には、**都道府県から厚生労働大臣に届出があった場合には、感染者数の総数と年代別の総数を毎日公表していただくことを前提に、当該都道府県の新型コロナウイルス感染症の届出の対象を限定**する。
 ⇒ 改正省令・告示を速やかに公布し、厚生労働大臣に届け出た都道府県から順次、実施可能とする予定。
 ※届出の対象者は健康観察を実施。届出対象とならない方は、健康フォローアップセンター等に連絡・相談が可能。
 ※全国ベースでの全数届出の見直しについても、感染状況の推移等を見極めた上で検討。

都道府県知事

以下のいずれにも該当する場合、厚生労働大臣に対し、その旨を届け出ることができる。

※あらかじめ、保健所設置市等の長の意見を聴いた上で届出。

- ①届出に関する事務を医師及び自治体が処理することとした場合に患者が良質かつ適切な医療を受けることが困難になるおそれがあると認める場合
- ②当該都道府県知事が、新型コロナウイルス感染症の患者を診断した医師の報告に基づき、日ごとの当該患者の総数及び日ごとの当該患者の年代別の総数を毎日公表する場合

厚生労働大臣

都道府県知事から届出を受けたときは、当該都道府県の名称を告示する。

厚生労働大臣が告示した都道府県では、当分の間、感染症法第12条に基づく発生届の対象を限定する。

- ①65歳以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投与又は酸素投与が必要と医師が判断する方
- ④妊婦の方

発生届の重点化

本県における全数把握見直し（発生届の限定）への対応について

1 医療機関の負担軽減を図る取組の実施状況

- (1) 医師の判断で、検査ではなく臨床症状をもって診断を可能とする「みなし陽性」の取扱いを運用
 - ・ 7/23（土）から運用を開始し、これまで県内の医療機関より5,075人の陽性者の届出有り
- (2) 発熱症状等を有する方が、自ら検査を行い、医療機関を経ずに陽性の登録及び健康観察につなげる「陽性者登録センター」を設置
 - ・ 8/8（月）から運用を開始し、これまで4,400人の陽性者の登録有り
 - ・ 運用開始以降、無料検査受検者等も登録を可能とし、年齢も65歳未満にまで引き上げるなど、順次対象者を拡大
- (3) 自宅療養者のうち、症状悪化を訴える患者に対し、入院に至る前の段階で、点滴加療や処方を行う「自宅療養者初期治療センター」を設置
 - ・ 8/8（月）から運用を開始し、これまで86人（延べ）の患者の治療実績有り
 - ・ 運用開始以降、小児の対面診断も行うなど、順次機能を拡大
 - ・ 延岡市の宿泊療養施設においても、同様に点滴加療や処方を実施
- (4) 65歳以上の者等以外の発生届（HER-SYS）の入力項目の大幅な削減
 - ・ 8/15（月）から、入力項目をこれまでの22項目から6項目に削減

2 全数把握見直し（発生届の限定）に係る主な課題

- (1) 届出対象外となる方への対応
 - ・ 症状悪化時に円滑に受診や入院等につなぐための仕組みが必要
 - ・ 外出自粛の協力要請や濃厚接触者の特定を行うための仕組みが必要
- (2) 届出対象外となる方の発生件数（年代別）の把握
 - ・ HER-SYSとは別の仕組みによる医療機関から保健所への報告体制の構築

3 今後の基本的な対応方針

- 本県では、これまでも医療機関の負担軽減につながる様々な取組を実施済み
- その中で、今回、国から示された全数把握の見直しについて、本県において緊急避難措置として導入するには、様々な課題が考えられるところ
- 一方で、さらなる医療機関の負担軽減には、今後、全数把握の見直しも必要な対応と認識
- このため、今後示される国の方針を踏まえながら、見直しを見据えて、引き続き医師会や市町村等の関係機関と意見交換を行いながら、課題解決の検討を行っていく